

平成15年度から平成18年度までは、全学的・網羅的な自己点検・評価活動を展開した。それら活動の成果を「点検・評価報告書」として取りまとめ、「大学基礎データ」や「添付資料」とともに平成18年4月に財団法人大学基準協会へ提出し、認証評価を申請した。

さらに平成18年度においては、協会の実地視察が3日間にわたって行われた（平成18年10月31日、11月2日、11月7日）。これらの評価活動に基づいて平成19年度3月には、協会から本学に対して高等教育機関としての「適合認定」を受けることとなった。

平成19年度は、PDCA（Plan 計画-Do 実行-Check 点検・評価-Act 処置・改善）サイクルのCheckの結果をActに繋げる重要な意味を持つ年となる。長所として指摘される事項については、更なる発展を期し向上に努めるとともに、問題点として指摘される事項については、その改善を図るための次のPlan（計画）を策定しスパイラル・アップに努めなければならない。

11-(1) 自己点検・評価について

1) 自己点検・評価の実施

平成19年度においては、次の事業を進めることとする。

- ①「大学評価・内部監査室」を発展的に解消し、大学評価の業務については、教育改善活動との連携を図るため、「大学教育開発センター」に移管する。
- ②大学基準協会に提出した「点検・評価報告書」と「大学基礎データ」および大学基準協会による「評価結果」をとりまとめ、広く社会に公表する。
- ③自己点検・評価活動の質を高めるため、大学の諸活動に係る各種データを継続的に蓄積していく。
また、その効率化を図るためデータベースの構築へ向けた検討を開始する。
- ④法務研究科については法定の5年周期での認証評価を得るために、平成19年度中に認証評価申請先を決定するとともに、その機関の定める評価項目等に沿った自己点検・評価活動を推進する。
- ⑤短期大学部については、その将来構想に沿って自己点検・評価を行う。

11-(2) 第三者による評価について

1) 認証評価機関による評価

平成19年度においては、次の事業を進めることとする。

- ①平成18年3月に得る協会の評価結果のうち「助言」および「勧告」とされた事項に対しては、改善に向けた努力を継続する。その結果については、大学基準協会に報告する。
- ②法務研究科については認証評価申請先の選定を早期に行い、その評価項目に沿うかたちでの自己点検・評価活動を進める。

2) 格付けの取得・公表

本学校法人は学外機関による評価及び学外への情報開示の一方策として、平成17年4月に株式会社格付投資情報センター(R&I)から「AA-」の格付けを取得し、平成18年6月にも格付けを維持するための調査を受け、同様の格付けを取得した。

格付けの有効期間は1年間であることから、平成19年度においても同社による調査を受け、格付けを継続して取得することとする。

また、前回に引き続いて格付けの評価を広く社会に公表することにより、本学のステークホルダーをはじめとする社会全体からの支持基盤をより強固なものとするように努める。

なお、評価については、前回は維持しながら、将来的にはより高い評価が得られるよう努めると同時に、評価の内容・事由等を本学校法人及び大学の運営にフィードバックし、有効に活用していくこととする。

11-(3) 教員評価について

1) 教員評価

本学が社会に開かれた高等教育機関として、その社会的責任と説明責任を果たすためには、教育・研究・社会貢献などの本学が取り組む諸事業において、改革・改善に向けた不断の努力と、より良い高等教育機関へと向上していくための日常的な取り組みが不可欠である。すなわち、教学組織としての取り組みだけではなく、大学教学の中核を担う個々の教員が自ら研鑽を行い、教育・研究の質を高め、大学全体の教学水準の向上に資するための取り組みが求められる。本学が導入を検討している教員評価制度は、教員個々の自己啓発への支援を通じて全学的な教育・研究水準の向上を図り、第三者評価等を通じた社会的責任を果たすことを目指している。これを実現するためには、教員評価の総体を数値化し、客観評価したものが必要になることから、平成18年度に検討した「教員活動実態調査モデル」に基づき、平成19年度は具体的な評価基準の作成を行い、本制度の導入に向けた環境整備を図ることとする。